

## 異常気象による農作物被害農家への救済措置を求める件

本年は、7月以降、著しい低温と長雨による日照不足となり、農作物に大きな被害が生じており、特に、本市の基幹的な農作物である水稻は、障害不稔やいもち病の多発により、作柄及び品質がかなり低下することが懸念されております。

このような状態を看過すれば農家経済は大きな打撃を受け、営農意欲の減退とともに、離農や兼業化がこれまで以上に進行し、耕作放棄地の増大などによる国土の荒廃や農業集落の維持、発展を困難にすることが予想され、地域経済全体の落ち込みを招くおそれがあります。

よって、国会、政府及び関係機関におかれては、予見される被害の大きさなどを考慮し、以下の事項について特段の措置を講じられるよう、強く要望します。

- ① 天災融資法の発動と激甚災害指定の早期実施を行うこと。
- ② 制度資金の融資枠拡大と融資条件の緩和を図ること。
- ③ 農業共済金の早期支払いの措置を講じること。また、損害評価の特例措置（品質低下部分の減収評価）の適用を図ること。
- ④ 市町村が行う災害対策に要する経費について、財政支援を講じること。
- ⑤ 買い占め、売り惜しみ、価格吊り上げなど、投機的な動きや便乗値上げが横行することのないよう、緊急措置を講じ指導を徹底し、国の責任で価格の安定と国民への安定供給を図ること。
- ⑥ その他農家の経営再建に必要な諸施策を総合的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成15年10月3日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣  
宮城県知事

仙台市議会議長 鈴木繁雄